

免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める等の件（平成十二年建設省告示第二千九号）の一部を改正する件（案）（下線部分は改正部分）

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三十八条第三項の規定に基づき、免震建築物の基礎の構造方法を第三に、及び同令第八十条の二第二号の規定に基づき、免震建築物の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を第四に定め、同令第三十六条第一項の規定に基づき、免震建築物の耐久性等関係規定を第五に指定し、並びに同令第八十一条第二項第一号口の規定に基づき、限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算を第六のように定める。

第一～第五（略）

第六 令第八十一条第二項第一号口に規定する限界耐力計算と同等以上に免震建築物の安全性を確かめることができる構造計算は、次項から第五項までに定める基準に従った構造計算とする。

2 免震層について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。

一～十（略）

3 上部構造について、次に定めるところにより構造計算を行うこと。ただし、法第二十条第四号に掲げる建築物である免震建築物において、上部構造が第四第二号イ及びロの規定に適合し、かつ、第一号の規定の式によって計算した上部構造の最下階における地震層せん断力係数が 0.2 以下の数値となる場合にあっては、第一号から第三号まで、第六号及び第七号の規定については、適用しない。

一～五（略）

六 令第八十二条第四号の規定によること。

七 令第八十二条の四の規定によること。

八 安全上重要である天井（令第八十二条の五第七号に基づき、国土交通大臣が定めるものをいう。）について、次に定めるところによること。ただし、平成二十五年国土交通省告示第●●●号第三第一項に定める基準（この場合において、同告示第三第一項第九号の表中の k は、階にかかわらず、 0.5 以上とすることができる。）に適合するもの又は令第三十九条第三項の規定に基づく国土交通大臣の認定を受けたものにおいて、層間変形角が三百分の一（国土交通大臣の認定を受けたものである場合にあっては、当該認定に係る天井の構造耐力上の安全性を確保できる割合）以下であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 天井材（天井面構成部材（天井面を構成する天井板、天井下地材及びこれに附属する金物をいう。以下同じ。））、吊り材、斜め部材その他の天井を構成する材料をいう。以下同じ。）のうち、天井面構成部材の各部分が、地震の震動により生ずる力を構造耐力上有効に当該天井面構成部材の他の部分に伝えることができる剛性及び強度を有することを確かめること。

- ロ 天井材の一部に有害な応力の集中するおそれのないことを確かめること。
- ハ 天井面構成部材並びに当該部材に地震の震動により生ずる力を負担させる照明設備その他の建築物の部分及び建築物に取り付けるもの（当該天井以外の部分で自重を支えるものを除く。）（以下「天井面構成部材等」という。）の総重量に水平震度0・五以上の数値を乗じて得られた水平方向の地震力（計算しようとする方向の柱の相互の間隔が十五メートルを超える場合にあっては、当該水平方向の地震力に加えて、天井面構成部材等の総重量に一以上の数値の上下震度を乗じて得られた鉛直方向の地震力）により天井に生ずる力が当該天井の許容耐力（一方向加力試験その他の試験又は計算によって確認した損傷耐力（天井材に滑り及び外れ並びに損傷を生ずるときの耐力をいう。）に三分の二を乗じた値をいう。）を超えないことを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて地震力により天井に生ずる力を算出する場合には、当該算出によることができるものとする。
- ニ 天井面構成部材と壁、柱、照明設備その他の建築物の部分又は建築物に取り付けるもの（壁、柱その他の構造耐力上主要な部分以外の部分で天井面構成部材と一体的に挙動するものを除く。）（以下「壁等」という。）との隙間（当該隙間の全部又は一部に相互に応力を伝えない構造とした部分を設ける場合にあっては、当該部分は隙間とみなす。以下同じ。）が、六センチメートルに吊り長さが三メートルを超えるごとに当該超える長さに二百分の一を乗じた値を加えた数値以上であることを確かめること。ただし、特別な調査又は研究の結果に基づいて、地震時に天井面構成部材が壁等と衝突しないよう天井面構成部材と壁等との間の隙間を算出する場合には、当該算出によることができるものとする。

4～9 （略）